

## ○生活福祉委員長報告

生活福祉委員長 大石 美智子

生活福祉委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第46号 鳴門市介護保険条例の一部改正について」ほか3議案であります。

当委員会は、去る6月22日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案4件については原案のとおり可決すべきと決しました。以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第46号 鳴門市介護保険条例の一部改正について」であります。介護保険法施行令の改正に伴い引用条項の整理を行うものであります。

委員からは、改正内容についての確認があり、理事者からは、条例第4条第1項第6号に該当する方の介護保険料を算定する所得金額を、土地収用等の本人の意思によらない譲渡益の発生による介護保険料の上昇に対応するため租税特別措置法における特別控除適用後の額とするためとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第47号 鳴門市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。介護保険法施行規則の改正に伴い、引用条項の整理を行うものであります。

委員からは、現行の「主任介護支援専門員研修を終了した者」と改正案の「主任介護支援専門員」の違いについて質疑があり、理事者からは、介護保険法施行規則から引用する条文が変更となったことによりこのように明記されるようになるが、主任介護支援専門員の制度が変更されるものではないとの説明を受けました。

また、委員からは、条例第4条第1項第1号の「保健師その他これに準ずる者」、条例第4条第1項第2号の「社会福祉士その他これに準ずる者」とあるがどのような方を想定しているのかとの質疑があり、理事者からは、「保健師その他これに準ずる者」については一定の地域ケア経験のある看護師等、「社会福祉士その他これに準ずる者」については社会福祉に関する経験や社会福祉士以外の資格をもっており一定の経験のある方を想定しているとの説明を受けました。

また、委員からは地域包括支援センターをはじめとする地域包括ケアシステムについてもっと周知する必要があるのではとの意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第48号 鳴門市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めた省令の改正に伴い、放課後児童支援員の要件を緩和する改正を行うものであります。

委員からは、要件を緩和することによりどのような効果を想定しているのかとの質疑があり、理事者からは、例えば、現行は、放課後児童支援員となる要件として、教諭となる資格を有する必要があったため教員免許の更新が必要であったが、改正案では教員免許状を有していればよいこととなり、教員免許の更新をしなくとも放課後児童支援員として働いていただけることから負担軽減につながるのと同時に条件に適合する方も増えるとの説明を受けました。

また、委員からは、改正案では「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」が追加されているが、どのような方を想定しているのかとの質疑があり、理事者からは児童クラブでの勤務日数・勤務時間、役割等を勘案し判断していきたいとの説明を受けました。

また、委員から、定員に満たない児童クラブの支援について質疑があり、理事者からは、必要となる経費が運営規模により異なることから鳴門市では基準を設け、運営が十分に行える金額で委託契約を締結しているとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第49号 鳴門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」であります。個人番号の独自利用事務として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」による自立支援給付の支給に関する事務又は地域生活支援事業の実施に関する事務を追加するため所要の改正を行うものであります。

委員からは、どの程度の利便性の向上が見込まれるのかとの質疑があり、理事者からは、個人番号を利用することにより、提出が必要な書類等が簡略化されるとともに事務の効率化につながるとの説明を受けました。また、委員からは、今回の条例改正により追加することとしている自立支援給付の支給に関する事務から自立支援医療費に関する事務が除かれていることについて質疑があり、理事者からは、自立支援医療費に関する事務については、今回追加することとしている法第53条第1項及び法第56条第2項に規定する事務に含まれているためとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。